

○厚生労働省告示第百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に二年以上従事した経験を有するものにあつては、平成三十年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める者第十一号に掲げる者に該当するものとみなす。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七号中「第十三号」を「第十二号」に、「第十八号又は第十九号」を「第十七号から第十九号ま

で」に改め、第十一号を削り、第十二号中「行動援護サービス費の注3ただし書」を「介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文」に改め、「（前号に掲げる者を除く。）」を削り、同号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算Ⅱの算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者にあつては当該研修を修了しているものとみなす。）